

タクシー運賃制度研究会 第5回会合
議事概要

○日 時：平成21年7月31日（金）13：30～15：00

○場 所：中央合同庁舎3号館8階 国際会議室

○出席者：別紙参照

（タクシー運賃の今後の審査のあり方（案）について国土交通省から説明）

○道路運送法第31条に基づく事業改善命令に審査基準はあるのか。審査基準がないから運用しにくいのではないか。

○P14（5）について、新規参入者についてだけ制限的であるべきではないと考えているが、この書きぶりであれば問題ないと思う。ただ、審査を拒否することはできないのだから、「仮に審査を行う場合においては、・・・」の「仮に」は削除すべきである。

○IVについては、今後検討を進めていく部分であるが、語尾が「・・・することとする」となっている部分などが見受けられる。報告書なので、「・・・すべき」「・・・することが適当である」といったような提言調にした方がいいのではないか。

○全体的に非常に厳しい内容である。一部には、これによって「同一地域同一運賃」に近いものになるという声もあるが、原則は事業者による運賃競争はあり得るわけであり、法律上もそうなっている。また、実態としても、様々な営業形態が存在しているわけであり、競争はあり得るという前提で、行政運用を行って頂きたい。

この研究会を通じて、運転者の労働条件の確保は大事だと思うようになったが、だからと言って「同一地域同一運賃」にすべきではないと考えている。

この報告書は、事業者の競争を圧殺するためのものではないことを確認しておきたい。

○タクシー事業は、各事業者間で費用構造にほぼ差がないので、「同一地域同一運賃」が全く成立しない、と言い切るのはいかがか。結果として「同一地域同一運賃」になることはあるのではないか。

○結果的に横並びになることはあり得るかもしれないが、最初から同一運賃に追い込むということにならないようにすべき。

○結果的に同一運賃になることはあり得るだろう。

（タクシー運賃の今後の審査のあり方（案）の細かい表現の修正等については座長一任。今後、報告書の成案が決定次第公表予定。）